

公益財団法人 神戸市公園緑化協会 内部通報制度について

当協会職員及びその他の関係者は、内部通報対象行為がある場合は、内部通報・相談窓口はその旨を通報することができます。

通報の処理にあたっては、通報者の秘密を守りながら必要な調査を行うとともに、是正・再発防止を行うことで、組織の自浄作用の向上を図ります。

【 目 的 】

当協会職員及びその他の関係者からの通報を適切に処理するため、通報処理に係る基本的事項を定めることにより、当協会としてとるべき措置を確立し、通報者の保護を図り、不正防止の自浄作用の向上を図ります。

【 内部通報対象行為 】

当協会の事務又は事業に係る次に掲げる行為

- ① 法令（神戸市条例及び同規則等を含む。）又は協会の定款若しくは諸規程に違反する行為
☞（例）手当の不正受給、個人情報漏えい、サービス残業 等
- ② 適正な職務執行を妨げる行為 ☞（例）パワハラ、セクハラなどハラスメント 等
- ③ その他通報により是正し、又は防止すべき行為

【 内部通報を行える者 】

- ① 当協会職員（事務・技術・業務・契約事務・契約技術・契約業務・嘱託 A・嘱託 B・嘱託 C・短時間勤務 A・短時間勤務 B・民間会社等からの出向職員）又はその退職者
- ② その他関係者（神戸市派遣・人材派遣・協会との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者又はその事業に従事している者）及びその退職者

【 通報の基本原則 】

- ① 通報及び相談を行ったことを理由とした不利益取扱を受けません（違反通報である場合を除く）。不利益取扱を受けたときは、是正を申し出ることができます。
- ② 通報に関する秘密は守られます。
- ③ 通報に当たっては、氏名及び所属を明らかにする必要があります。
※ 内部通報の通報・相談先となる「内部通報・相談窓口」は、外部の弁護士に委託しています。
通報者の氏名を含む個人情報については、「内部通報・相談窓口」限りとなり、当協会には伝達されることはありません。
- ④ 通報者及び相談者に不利益取扱をした場合や、違反通報（自己の利益を不当に得る目的、他の職員を誹謗中傷する目的その他第三者に損害を与えることを目的とした通報）をした場合は懲戒処分の対象となります。

《神戸市外郭団体共通内部通報窓口》

D T 弁護士法人 手塚 崇史 弁護士

【電 話】 03-6870-3300（平日 10:00～17:00）

【Eメール】 koeki@tohmatu.co.jp

【郵 送】 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 8 階 D T 弁護士法人